



予算措置の説明

本経費は覚書の趣旨の完徹を期すために必要なものであ  
るが既に当初に於いて一割五分減の実施をせ、このまゝにおい  
ては本調査事務の遂行に重大な支障を来たすのみならず  
ず覚書の趣旨にも反することとなるので、これの予算復活  
の要求を考慮している

一、死因調査に必要な経費  
 聯合軍司令部の命令に基き、死者行路病者に對すを死因を究  
 明してこれが原因の除去並に防止對策を確立し、公共の福祉増  
 進と公衆衛生に資するためこの経費が必要である。

部 款 項	目 節	區 分 員 数 單 價	昭和二十四年度 予 算 額	備 考
保健衛生費	補助員借金 及交付金		二、八七四〇〇〇	
警務及 事務對策費	死因調査施設 補助費		一、七九三、五二〇	内、警務課の通
警務及 事務對策費	解剖委託 補助費		五六四〇〇〇	
警務及 事務對策費	死体検査 補助費		五一六、四八〇	

別紙 死因調査施設費補助内訳

區分	員數	單價	金額	備考
二級給	一七		一、〇一三、八一三	單價七〇一六〇圓の二割五分行政整理費で計
技術吏員給	七	五九六三六	四一七、四五八	
三級給	一〇		五九六、三五五	
事務吏員給	七		四一七、四五八	
技術吏員給	三	五九六三六	一七八、八九七	端數整理(二圓)
給料	一〇一		六、〇二三、二三九	
雇員給	五一	五九六三六	三、〇四一、四五六	
計	五〇	五九六三六	三、九八一、八〇三	
			七、〇三七、〇五二	

區分	員數	單價	金額	備考
右ノ四分ノ一補助			一、七五九、二六二	
事務費			六九、三六〇	
普通			三四、二五八	
右ノ二分ノ一補助			一七、九三、五二〇	
合計			一七、九三、五二〇	端數整理(四二二圓)

別紙□ 解部委託費補助内譯

交付日	人数	區解部	
		數	同上
分東京大阪	二一人		
京都名古屋	一五人		
神戸福岡	一六人		
横濱計	二〇人		
年間分	六八二人		
單價金額	四〇〇圓		
補助	二二六圓		
備考	五六四〇〇圓		
別紙□の通り			

別紙□ 死体検査雜費補助内譯

費月体	人数	區檢案	
		數	同上
分東京大阪	二七〇人		
京都名古屋	八人		
神戸福岡	四五人		
横濱計	三七一人		
年間分	四〇〇人		
單價金額	三三圓		
補助	五三八圓		
備考	六四五六圓		
別紙□の通り			

別紙(1) 死体解剖委託補助單價内譯

區分	單價	備考
解剖師手當	五〇	
解剖助手手當	四〇	
記録係師手當	三〇	
死体管理人夫手當	二〇	
藥品消耗費	二〇	
施設損料	三〇	
計	四〇〇	

別紙(2) 死体検査雜費單價内譯

區分	單價	備考
死体検査手當	四〇	
死体送致手當	二〇	
死体検査及解剖用品	五〇	
印刷費	五	
自動車用油	四五	
計	一六〇	

人員配置表

東 京 都	大 阪 府	京 都 府	愛 知 縣	兵 庫 縣	福 岡 縣	神 奈 川 縣	并	
一	二							事務員
一	二						七	事務員
一	二						七	技術員
一	二						三	技術員
一	二						五	事務員
二	九	六	六	六	六	六	一	事務員
九	六	二	二	二	二	二	五	主幹員
九	六	二	二	二	二	二	二	作業員
三	二	一	一	一	一	一	一	計
四	四	二	二	二	二	二	八	備
								考



予第第四四五號

昭和二十四年五月二十二日

厚生省予防局長

厚生大臣官房人事課長 殿

剛厚資担地方職員及び剛厚補助地方職員  
(事業費支辨職員も含む)の人員整理  
について

本月十八日付丙第七九二號を以て照会のみつた標記については別紙  
の通り提出するからよろしく御取計願いたい。







別紙2

二級保健所各課係員配置表 (24.4.15作)

課	醫師	齒科	藥劑	獸醫	衛生員	保健婦	助産婦	技術者	技術者	茶室	倉庫	備人	備
所長	1												
庶務係										1	1	1	3
醫務係										1			1
業務係											1		1
計										2	2	1	5
衛生課					③								①
防疫係													②
衛生係													⑤
計													①
保健課													②
防疫係	①										1		①
結核係	2										1		4
性病係	①									①			②
予防係													2
母子係													
計													1
評													③
普及課													④
衛生教育係													3
衛生統計係													8
保健係													2
社會係													13
試驗係													⑤
計													⑥
總計	④					⑤				①	②	③	⑦
二級技術	④												⑧
三級技術						⑤							⑨
三級學務													⑩
保健婦													7
助産													⑪
備人													⑫

裏面白紙



別紙3

格外保健所各課係員配置表 (24.4.12作)

所長	醫師	齒科	藥劑	獸醫	士多之	保健婦	士多之	検査技師	栄養士	技	事	製	人	計	備考
1														1	
康勞係													1	2	
医勞係													1	1	
藥勞係												1	1	1	
計									2			1	1	4	
環衛生係					③									③	
余菌防疫係					②									②	
計					⑤									⑤	
防疫係	①											1		①	
結核係	1													1	
性病係	①										①			②	
干咳係															
舟子係	1													1	
口腔衛生係															
栄養係									1					1	
計	②								1					③	
術性教育係															
術生計係															
保健婦係						6								2	
社会保健係														6	
計						6								2	
計	②					6								10	
總計	③				⑤	6			1		①	4	1	⑧	
二級技術	②													③	
三級技術					⑤	1								④	
三級事務														④	
保健婦						5								5	
産婦												4		4	
備人													1	1	

○印生保健所費以外不補助職負教

裏面白紙

保健所職員を行政整理の対象から除外すべき理由

一四・三・二三、厚生省予防局

(一) 保健所は昭和十二年以降、地方第一線における保健衛生の指導機関として、健康相談を主たる事業として、開設された。当時の職員は一ヶ所当り、

技師(医師)	二名
技師(薬剤師)	一名
主事補	一名
指導員	三名
保健婦	三名
備入	一名
計	一一名

であつた。

(二) その後昭和十九年に、類似健康相談施設の統合により、一ヶ所保健所編成が完成され、同時に若干の職員の増員を見た。

即ち保健所の規格をA・B・Cの三段階に分け、その職員を一ヶ所、夫々次表の様にした。

計	A (一三ヶ所)				B (四ヶ所)				C (三ヶ所)				備考			
	技師(医師)	技師(薬剤師)	・属	指導員	保健婦	産 員	備 入	計	技師(医師)	技師(薬剤師)	・属	指導員		保健婦	産 員	備 入
一七	二	二	一	二	八	一	一	一七	二	二	一	二	四	一	一	一三
九	一	一	一	〇	五	一	一	九	一	一	一	〇	五	一	一	九

かくして全国七七〇ヶ所の保健所について、總計八、九〇名の職員が配当された。併し、当時の事業の内容は、依然として單なる「健康相談」機関に過ぎなかつた。(一三・七七〇ヶ所は、戦争により設置されたものであつたので、終戦後取敢らず六七五ヶ所に整理された。)

(四) 昭和二十二年四月連合軍總司令部の覺書によつて、保健所はあらゆる構想のもとに、整備拡充せらるることとなり、従来の事業の外、衛生統計、人口動態統計、齒科衛生、防疫、上下水道、その他各種環境衛生等をその事業として加え、更に各種の試験ならびに検査を行い、他才結核、性病、齒科等の治療も行うこととなつた。

同時に、従来警察署において警察官が処理し來つた検査業務は食品関係、理容所等の各種施設の監視業務、並びに衛生行政事務の処理が附された。このため保健所の処理すべき事業量は旧の數倍に増した。よつて、取敢ず四五六五名を増員して總定員一三、三六七名となつた。

(五) その後あらたに、性病の接觸者調査、栄養調査等が加わつた外、性病予防法、予防接種法ならびに理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、等その他各種營業関係法規が制定されるに及んで、こゝら行政の第一線的現場業務は何れも保健所の責任となつたのである。

よつて更に、八一三名を増して保健所の總定員を一四、一八〇名とした。

(六) 併しながら、その業務の内容からすれば、かゝる定員では到底十分な保健指導を行うことは困難であり、而も一方従来警察署に於て行われ

ていた現場行政事務及び法規によつて規定された業務は、その一部に過ぎないことは不可能である。よつて止むを得ず、国民の最も熱望する健康診断、訪問指導、結核、性病等の治療、試験検査、栄養指導その他サービス業務を或程度犠牲にして、辛うじてその事業を遂行してゐる状態である。

(六) いま試みに保健所で実施した事業成績を昭和二十三年四月以降十一月迄の八ヶ月間についてみると次の通りである。

A サービスの部	
一、健康相談件數	一、四一九七六二
診 断	一、〇一三、九五四
指 導	四、四七一、四〇二
二、集團検査數	四、九七、二八五
檢 査	四、四七一、四〇二
指 導	四、九七、二八五
三、治療件數	一、二〇、五七五
入工氣胸	三、四七、二五七
性 病	九、五九、八三九
その他	

四 試験検査件数

- 細菌学的検査 二二四七、七〇、二
- 血清学的検査 六五三、八五二
- 化学的検査 六八、五四〇
- 臨床病理試験 三、四、六一
- ツベルクリン反応 六四、五七、五〇、一
- X線検査 二、二四六、〇八六
- 予防接種
  - 腸、バラ、ジフテリヤ 二五、一七〇、二六一
  - 百日咳 二、八三〇、五〇、八
  - 痘 瘡 三、一五五、四九八
  - 結核 (B.C.G) 二、四五八、一六〇
  - その他 四九八、〇三七
- 保健婦家庭訪問件数 六八一、五八八
- 栄養指導件数 二、五、三三六
- 栄養現地指導件数

- 九 医療社会事業取扱件数 三一五、三三
- 一〇 衛生教育
  - 會合数 一、五二、五七
  - 入員数 三〇、三九、一九四
- 一一 印刷物
  - 種類数 三、六九、五
  - 部数 一、八三九、五四〇
- 一二 診断書、処方箋等
  - 飛行件数 五、六三、三七一

B 行政の部

- 一 性病接触者調査件数 三四、一五九
- 二 検病戸口調査件数 四一、三九八、五
- 三 防疫措置指導件数 三、六六、六〇、三
- 四 防疫措置実施件数 一、七七一、六、五、一、九
- 五 環境衛生監視員活動
  - 延日数 一、一八、一八六
- 六 衛生班活動延日数 三、四八、二、三、七
- 七 食品衛生監視箇所数 一〇、四二、七九〇
- 八 牛乳関係採査検査件数 一〇、四二、二、三
- 九 屠畜検査件数 二〇、七、七、四、六

これによつてみても、保健所は、如何に少数の職員で、此を、し、こ、に、その職責を果しているか、判る。

そこで昭和二十四年度予算においては、更に三三三三の増員を、保健所、衛生省として、これをもちつて国民の熱望するサービス、を、身支う、此、て、輿論に答える決心である。

註 従前警察署においては、平均二名の衛生係、警察官がおかれていた。また、駐在巡查は特別な事件が発生しない限り、主として、検査戸口調査、衛生監視等の業務に従事していた。いま、假令この駐在巡查がその活動の三分の一を衛生行政に費したものと假定すると、警察署の衛生係と共に、約八〇〇〇名の警察官が常時衛生事務に専念して、いかに、なる。

比 然らば、保健所が、国民の熱望するサービスの実務に對して、行政事務に對しても、理想に近い運営をするために如何に、職員を必要とするか、というと、人口一〇万に一ヶ所の保健所として、定員は、一を、か、要、する、数字、である。

況をみるに、一般保健所の四倍の成績を収めて、しかも職員数は一般保健所に比し三倍弱である。従つて、規格は最も能率的なものであるという結論に達する。よつて厚生省としては全国の保健所を逐次このモデル保健所の規格にまで引上げることを目標として、換言すれば保健所は目下整備拡充の途上にあるのであつて、今後更に、職員の増員を要するものである。

ハ 保健所職員は医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、X線技術者、検査技術者、統計技術者、保健婦、助産婦、歯科衛生士等各種の技術職員が大部分を占め、何れも専門的技術に従事しているものであり、しかも医師にしては、結核予防事業に従事するもの、或いは母子衛生事業に従事する者等更にその専門的技術を活用しているものである。従つて、職員向における彼此融通は技術の本質上不可能である。

九 以上の要約するに  
保健所は診断、治療、試験検査その他国民福祉に直結する現場業務を行つてゐる。  
この業は国立病院等と全く同様であつて、保健所職員が拡充されることは、とりもなほおさず、国民の福祉を増進する所以である。



乙 保健所は従来警察署の行つていた衛生行政事務を担当している。

即ち保健所の行政事務は單なる事務的行政ではなく、現場事務であるこの実保健所の行政にたゞさわる職員は、従前の警官官と全様の關係にある。

3 保健所の事業は發展途上にあるものであつて、保健所の職員は今後更にその増員を見込まるべきである。

4 現在、保健所はその職員をもつては、到底その本来の業務を完全に処理し得ない状況であつて、職員は疲勞こんぱいの極に達している。

5 保健所の職員は何れも専門的技術に従事するものであるため、これを相互に融通することは甚だ困難である。

以上の理由により、保健所は行政整理の枠外におかざるべきものと確信される。何分の御督察を乞う。

保健所の運営に必要経費

區	分	員數	單價	金	額	備	考
行政部費							
厚生省							
厚生本省					一六三〇、四〇〇		
官吏給		八			二四八、四〇〇		
二級給		五	六〇、六〇〇		四八四、八〇〇		
三級給		三	六〇、六〇〇		一八一、八〇〇		
給料		五			三〇三、〇〇〇		
雇員給		五	六〇、六〇〇		三〇三、〇〇〇		
人に伴うモノ					三〇三、〇〇〇		
消耗品費		一三	二四〇〇		三一、二〇〇		

區	分	員數	單價	金	額	備	考
役務費		一三	二四〇〇		三一、二〇〇		
備品費		一三	一三〇〇		一五、六〇〇		
(特殊) 經費					七五四、六〇〇		
旅費					四三五、六〇〇		
視察費		四五	四八四〇		二一七、八〇〇		
事務費		四五	四八四〇		二一七、八〇〇		
特殊庁費					三一九、〇〇〇		
計					一六二〇、四〇〇		
(保) 保健所費							
補助費							
補助費							
保健所補助					五四六、八五〇、二一八		

内訳別紙の通り

特殊行費内訳		區	分	買	單	金	額	備	考
		役	務	費					
		印刷製本費		四六	五〇〇		二三,〇〇〇		
		併償折台張		二〇〇〇	二〇		二四〇,〇〇〇		
		併償折月報		八〇〇〇	七		五六,〇〇〇		
		事業成績簿統計					三一九,〇〇〇		
		計							

他会計繰入	
	簡易生命保険 郵便生命特別貯蓄 保険勘定繰入
	一〇〇〇,〇〇〇
合計	五四九,四七〇,六一八

保健所の運営に必要経費

二四、三、三五作

區	分員	員数	單價	金額	補助額	備考
(保)保健所費	俸給	四六	七〇、六一〇	五四三、一八五、五七七	一八、〇六、一八五、九	
二級給	事務	二一、二六	七〇、六一〇	一六八、八六三、八一五	五六、二八七、九三八	
三級給	技術	一九、二六	七〇、六一〇	一〇九、二三三、六七〇	三六、四一一、三三三	
事務	給	(三三三)	七〇、六一〇	五九、六三〇、一四五	一九、八七六、七一五	九月分
技術	給	(二〇九四)	七〇、六一〇	三、七四三、二一、七六二	二、四七七、三九二	九月分
事務	給	(五九三)	七〇、六一〇	一、三五九、九四、八六〇	四、五三三、一六二〇	九月分
技術	給	(六八二)	七〇、六一〇	一、二三三、九〇、九七	四、一一三、〇三三	九月分
材料				六三、五〇三、九七二〇	二〇、八三四、六五七三	保健所 九月分

區	分員	員数	單價	金額	補助額	備考
保健婦		四二、八	七〇、六一〇	三〇、三八四、六二九	一〇、〇九四、八七六	九月分
齒科衛生士		(三三)	七〇、六一〇	一、一八〇、二二五	四〇、六〇、〇七五	九月分
雇員		(四四)	七〇、六一〇	三、一三九、二八〇	一、一九七、七六〇	九月分
旅費		(七七)	七〇、六一〇	五、三三〇、一三〇	七、七六一、七一〇	九月分
備員		(六七)	七〇、六一〇	四、七六六、一七五	一、三三三、六四五	九月分
衛生		(六五)	七〇、六一〇	三、一七七、四五〇	一、〇五九、一五〇	九月分
事務		(三三)	七〇、六一〇	二、三〇三、六六〇	一、六七八、三九九	九月分
事務		(一九)	七〇、六一〇	一、三三六、六〇〇	四、二〇一、二〇〇	九月分
事務		(一七)	七〇、六一〇	一、二〇六、八〇〇	一、六三六、二〇〇	九月分
事務		(一七)	七〇、六一〇	一、二〇六、八〇〇	二、三六六、四〇〇	九月分
事務		(一七)	七〇、六一〇	一、二〇六、八〇〇	二、〇九七、七〇〇	九月分
事務		(一七)	七〇、六一〇	一、二〇六、八〇〇	八、〇四一、六〇〇	九月分
事務		(一七)	七〇、六一〇	一、二〇六、八〇〇	三、二八八、八〇〇	九月分
事務		(一七)	七〇、六一〇	一、二〇六、八〇〇	一、四四九、五五六	九月分
事務		(一七)	七〇、六一〇	一、二〇六、八〇〇	一、一六七、五五〇	九月分
事務		(一七)	七〇、六一〇	一、二〇六、八〇〇	三、九四四、〇〇〇	九月分
事務		(一七)	七〇、六一〇	一、二〇六、八〇〇	三、四九五、〇〇〇	九月分

修繕費	町衛生管理費	保健指導費	母嬰指導費	保健所運営費	特殊雑費	特殊	其他	雇
六八九	六八九	六八九	六八九	六八九	三一三	三三〇	四六	一〇〇〇〇 (三五九) 一〇、五三三 (三六〇)
一三〇〇	二四〇〇	三〇〇〇	一〇八〇〇	九八〇〇	一六八〇〇	一四〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇 一、二〇〇
三五四九〇〇〇	八二六、八〇〇	一六五三六〇〇	二〇六七〇〇〇	七四四一、二〇〇	一一九八、六〇〇	三〇六七、四〇〇	四六二〇、〇〇〇	七七一、八〇〇
二、一八三、〇〇〇	二七五、六〇〇	五五一、二〇〇	六八九、〇〇〇	二四八〇、四〇〇	三九九六、二〇〇	一〇二、四六六	一五四〇、〇〇〇	二八二〇、〇六六
								二、〇〇〇、〇〇〇 三、八八五、〇〇〇 四、二一三、二〇〇 七、八〇、三〇〇 二、八二〇、〇六六
								九月分 九月分

施設整備費	模様替費	合計	區分頁数	單價	金額	補助額	備考
三一三	三三〇	四六	三三〇	三三〇	一一、九三一、二四〇	一〇五、九六五、六三〇	
					一、八四八、〇〇〇	一、五〇一、七五〇	
					一、三一四、六〇〇	一、五〇一、七五〇	
					三、八六、四〇〇	一、五〇一、七五〇	
					一、五九、五六七、五三七	一、五〇一、七五〇	
					五、四六八、五〇、二一八		





昭和二十四年五月四日

地方財政委員會事務局長 企画課長

厚生省予防局保健所課長

- 各都道府県事務部長殿
- 各都道府県衛生部長殿
- 各市 衛生部長殿
- 各市 衛生部局長殿

保健所職員の行政整理について

先般決定せられた政府職員行政整理方針に準じ、國庫員

地方職員についても行政整理が行はれる予定であるが、保健所は公衆衛生の向上を圖り、國民の福祉に重大な関係も有する。現場業務並びに従来警察官が行つていた現場的行政事務も所掌とする特殊性に鑑み、特にその職員については國の予算的措置としては、**暫**今回の行政整理の対象から除外することとなつたので、貴庁における行政整理に際しても、右事情御含みの上、格段の御配慮を仰願いたします。

昨年七月以降においては、保健所の職員について、更に相當数の増員を計画してゐるのであるが、この増員についても、叙上の趣旨に則り、兵式に定員化せられる見込である。

従つて、本件に關しては、いづれも、**厚**予防局長から統理庁官房自治課へ宛、公文をもつて連絡、諒解済みであるので、これか地方官廳等に關しては、同課と充分連絡の上、遺憾なきよう御配慮願いたい。

國庫負擔地方職員人員整理調

予防局

區分	二十一年度当初数	整理定数	整理後定数	備考
	吏員 職員	吏員 職員	吏員 職員	
府縣防務費	六三九		六三九	
伝來予防職員	一三二		一三二	
	計	計	計	
	六三九		六三九	
	一三二		一三二	

厚生省





一傳染病予防対策強化に必要な経費  
 伝染病の予防並に蔓延防止のため伝染病予防法に基づいて防疫行政を強化拡充  
 するための経費が必要である。

部	款	項	目	節	区	分員	数	単	額	備考
地方公共団体	財政	費							九〇、八七九、〇〇〇	昭和三十一年度 防疫課
									三九、五五三、〇〇〇	防疫課 紙の通り
									三四九、二〇〇、〇〇〇	
									四六三、三〇〇、〇〇〇	
									五一、三二六、〇〇〇	防疫課 紙の通り
									四五、三四〇、〇〇〇	
									六〇、二二〇、〇〇〇	

厚生省

(一) 府縣防疫事務職員費交付金内訳

区	職員俸給	二級事務給	三級事務給	技術	職員俸給	扶養手当	勤務地手当	旅費	庁費	計
分員数	六三九	一八四	四五五	六五				六三九	六三九	
単価										
金額	三九〇,〇〇〇	一八四,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	四,〇〇〇				三六〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	三九,五五三,〇〇〇
備考	二ヶ月分は本有とあいて計上した 増数整理の二ヶ月 $72,500 \times 44,000 = 3,187,779$ 増数整理の二ヶ月 $100,000 \times 44,000 = 4,400,000$									

厚生省

傳來病中職更設置費負担金

已 介更教 單 梅 全 類 備 考

職員俸給

補給金

扶養金

勤務地手当

超過勤務手当

林 賞

方 賞

石の支負担

職員俸給	1,382	6,457.7	90,628.000	端数整理 ⊕ 58.75円
補給金				
扶養金				
勤務地手当				
超過勤務手当				
林 賞	1,382	6,457.7	49,760.000	端数整理 ⊕ 80.00円
方 賞	1,382	6,457.7	7,440.000	⊖ 20.00円
石の支負担			10,165.000	
計			51,365.000	

厚生省



衛生統計専任職員を人員整理より除外せられたい理由

地方衛生統計専任職員は全國都道府縣及五大都市に六名乃至九名（内二級一名、三級二名、届員三名乃至五名）の定員が配置せられ主として統計法による指定統計である人口動態統計の各都道府縣市に於ける事務に従事し毎月全國總計約六〇〇萬枚の調査書を二十日迄に市町村より保健所を經由提出せられたものを末日迄の短時日の間に照査の上厚生省に提出すると共に右調査書より地方に於ける保健施策上必要な出生・死亡・死産・乳幼児死亡及び結核死亡等の統計を分類集計し、その外厚生省へ提出の統計として週報は法定傳染病、届出傳染病、結核、癩、性病、及びマラリア等の患者發生統計月報は病院統計、性病診療所統計、傳染病精密統計、結核精密統計及び性病精密統計等複雑な統計の現業職員として従事し現在定員數では全く過勞な業務内容であり且つ右統計は何れも日毎の要求に基くものであつて正確は勿論提出期日の

給予は絶対に許さず現在配置定員を減少する事は現在事務の量よりしては全く不可能の状態である。





社書第二一二號

昭和二十四年五月十九日

社 會 局 長

大臣官房人事課長 殿

國庫員補地方職員及び國庫補助地方職員  
の人員整理について

標記の件左記のとおり回答する。

一 適當なし。

二 一の例外を認められたいもの、理由

(一) 民生安定 國庫員補地方職員、民生委員指導職員、民生委員事務所職員

有給社會調査指導職員

石地方職員を減員することは、近所九原間の疎密な實施に伴つて激増を豫想される生活保護法の対象となる生活困難者の保護の實施並びに民生の安定を圖る上に多大の影響を及ぼすことは必然であり、むしろ今後深刻化を豫想される社會情勢に對照して増員をすら必要とするものであり、これを減員することは誠に當を得ないものと思われ、例外的措置を講ずべきものと存せられ、この場合の豫算措置については補正豫算により措置したいものと存ずる。

(二) 警備者收容施設管理職員(専業費分)

右は昭和二十三年度において施設の工事を完了を十月頃とした後、同年度における入寮生は定員の半數程度と豫定し、工事を完了後の職員は一施設當り十一名を必要とするのを右事情により已むを得ず一施設當り三名としたものであるが、本年三月末現在において、總務連府縣受職員十一名、兼任職員四名が補充されており又四月以降の急遽なる入寮希望者の増加と共に職員は必至の状況にある









縣	鹿	宮	大	佐	長	近	福	高	愛	香	德	山	武	國	島	身	香	林	分	大	茨	水
考	島	崎	介	不	時	島	同	知	愛	三	島	口	島	山	林	次	山	野	茨	水	茨	水
	一	三	一	三	三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	六	五	六	五	六	五	八	六	六	五	六	七	八	六	六	六	六	六	六	六	六	六
	四	八	八	七	九	八	七	二	八	八	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

交	瀨	波	長	山	福	石	館	新	神	東	千	崎	群	物	天	福	山	秋	宮	岩	青	北
知	岡	早	野	栗	丹	川	山	海	川	京	葉	三	島	木	成	島	野	田	成	手	茨	水
五	五	三	三	二	三	三	三	三	五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
七	八	五	六	六	六	五	五	六	六	六	五	六	六	五	五	六	六	六	六	六	六	七
一	一	一	九	八	九	八	八	九	二	二	八	八	九	八	八	九	八	八	九	八	八	一

天正十年定規被事其等任職員定員配置表

天正十年定規被事其等任職員定員配置表

一 民生委員の指導事務強化に必要な経費  
 現下民生委員の任務の重要なるに視みその指導の徹底を図るため  
 此の経費が必要である。

行政部費 厚生省 厚生省	部 政 課	西 部	区 分	算 額 草 案	昭和二十四年度 予 算 額	備 考
14. 補助員賃金 及交付金 民生委員 単費員組合					四八六四八,〇〇〇	内訳別添付あり

別表 民生委員事務所費員賃金内訳

伝 達 給 料	書 記	庶 務 員	方 針 費	施 設 費	計	備 考
四九二	七〇六,一〇〇	六〇,〇〇〇	二四七,八〇〇	四九二		
五四,四四〇,一一〇	六九,四八〇,三三〇	八八,五六〇,〇〇〇	一一八,〇二〇,〇〇〇	一一四,三五七,一六〇		
一五,三七〇,〇〇〇	三三,四四〇,一三〇	四,四二八,〇〇〇	五九,〇四〇,〇〇〇	五七,一二八,五八〇		
一四,七六四,五五〇	二九,五三九,四三〇	三,七五七,〇〇〇	五九,〇〇〇,〇〇〇	四八,六四八,〇〇〇		
			海軍軍費 中一四八,八〇〇			

民生委員事務所職員定員配置表

府縣別	二十四年度定員		計	備考
	三級	産		
北海道	二	四	六	
宮城縣	二	四	六	
東京都	一六五	三三〇	四九五	
神奈川県	四七	九四	一四一	
新潟縣	二	四	六	
石川縣	二	四	六	
静岡県	二	四	六	
愛知縣	六五	一三〇	一九五	

府縣別	二十四年度定員		計	備考
	三級	産		
京都府	三五	七〇	一〇五	
大阪府	一一二	二二四	三三六	
兵庫県	四	八	一二	
奈良縣	四	八	一二	
和歌山縣	二	四	六	
山口縣	二	四	六	
福岡縣	四	八	一二	
長崎縣	二	四	六	
熊本縣	二	四	六	
計	四七二	九八四	一四五六	





箱	號	冊	頁
1	1	1	1
1	2	2	2
1	3	3	3
1	4	4	4
1	5	5	5
1	6	6	6
1	7	7	7
1	8	8	8
1	9	9	9
1	10	10	10
1	11	11	11
1	12	12	12
1	13	13	13
1	14	14	14
1	15	15	15
1	16	16	16
1	17	17	17
1	18	18	18
1	19	19	19
1	20	20	20
1	21	21	21
1	22	22	22
1	23	23	23
1	24	24	24
1	25	25	25
1	26	26	26
1	27	27	27
1	28	28	28
1	29	29	29
1	30	30	30
1	31	31	31
1	32	32	32
1	33	33	33
1	34	34	34
1	35	35	35
1	36	36	36
1	37	37	37
1	38	38	38
1	39	39	39
1	40	40	40
1	41	41	41
1	42	42	42
1	43	43	43
1	44	44	44
1	45	45	45
1	46	46	46
1	47	47	47
1	48	48	48
1	49	49	49
1	50	50	50
1	51	51	51
1	52	52	52
1	53	53	53
1	54	54	54
1	55	55	55
1	56	56	56
1	57	57	57
1	58	58	58
1	59	59	59
1	60	60	60
1	61	61	61
1	62	62	62
1	63	63	63
1	64	64	64
1	65	65	65
1	66	66	66
1	67	67	67
1	68	68	68
1	69	69	69
1	70	70	70
1	71	71	71
1	72	72	72
1	73	73	73
1	74	74	74
1	75	75	75
1	76	76	76
1	77	77	77
1	78	78	78
1	79	79	79
1	80	80	80
1	81	81	81
1	82	82	82
1	83	83	83
1	84	84	84
1	85	85	85
1	86	86	86
1	87	87	87
1	88	88	88
1	89	89	89
1	90	90	90
1	91	91	91
1	92	92	92
1	93	93	93
1	94	94	94
1	95	95	95
1	96	96	96
1	97	97	97
1	98	98	98
1	99	99	99
1	100	100	100

箱	號	冊	頁
1	1	1	1
1	2	2	2
1	3	3	3
1	4	4	4
1	5	5	5
1	6	6	6
1	7	7	7
1	8	8	8
1	9	9	9
1	10	10	10
1	11	11	11
1	12	12	12
1	13	13	13
1	14	14	14
1	15	15	15
1	16	16	16
1	17	17	17
1	18	18	18
1	19	19	19
1	20	20	20
1	21	21	21
1	22	22	22
1	23	23	23
1	24	24	24
1	25	25	25
1	26	26	26
1	27	27	27
1	28	28	28
1	29	29	29
1	30	30	30
1	31	31	31
1	32	32	32
1	33	33	33
1	34	34	34
1	35	35	35
1	36	36	36
1	37	37	37
1	38	38	38
1	39	39	39
1	40	40	40
1	41	41	41
1	42	42	42
1	43	43	43
1	44	44	44
1	45	45	45
1	46	46	46
1	47	47	47
1	48	48	48
1	49	49	49
1	50	50	50
1	51	51	51
1	52	52	52
1	53	53	53
1	54	54	54
1	55	55	55
1	56	56	56
1	57	57	57
1	58	58	58
1	59	59	59
1	60	60	60
1	61	61	61
1	62	62	62
1	63	63	63
1	64	64	64
1	65	65	65
1	66	66	66
1	67	67	67
1	68	68	68
1	69	69	69
1	70	70	70
1	71	71	71
1	72	72	72
1	73	73	73
1	74	74	74
1	75	75	75
1	76	76	76
1	77	77	77
1	78	78	78
1	79	79	79
1	80	80	80
1	81	81	81
1	82	82	82
1	83	83	83
1	84	84	84
1	85	85	85
1	86	86	86
1	87	87	87
1	88	88	88
1	89	89	89
1	90	90	90
1	91	91	91
1	92	92	92
1	93	93	93
1	94	94	94
1	95	95	95
1	96	96	96
1	97	97	97
1	98	98	98
1	99	99	99
1	100	100	100

民三委員指導員定目配置表

傷疾者收容施設管理費補助内訳

区	分	額	備
給	料	三、一、八、三、〇	方
所	長	六、〇、〇、〇	
事	務	六、〇、〇、〇	
指	導	六、〇、〇、〇	
旅	費	一、〇、〇、〇	
所	長	三、〇、〇、〇	
事	務	三、〇、〇、〇	
指	導	三、〇、〇、〇	
方	費	一、〇、〇、〇	
計		三、四、〇、〇、〇	

右、主任分  
右、主任助

三、八、八、〇、〇  
一、四、四、〇、〇

端数整理 ① 四四、〇、〇



見書第二七六號

昭和二十四年五月二十日

人事課長 啟

児童局長



國庫負担地方職員及び國庫補助地方職員(事業費)

支辨職員を含む)の人員整理について

丙第七九二號をもつて御照會の標記の件別紙の通り  
提がするからよろしく取計願ひたい。

厚生省

児 童 局

区 分	一十四年度当初定数		備 考
	吏員 の数	計	
地方児童保健 課	二二五	二一八	説明書の 添
児童福祉司	二六八	二六八	
児童相談所 長	二九八	一三八	
		七三六	
	二二二	二二二	
	二二二	二二二	
	二〇九	一九六	
	二六八	二六八	
	二九八	一三八	
		七三六	













児童福祉司負担金内訳

区分	員数	単価	金額	備考
俸給	五六八	六五五七七	三七二四八〇〇	行政費一五%を準備で落した 費(二〇円) (八〇〇円) (任)二〇〇円
旅費	〃	三六〇〇	二〇四四〇〇	
消耗品費	〃	二〇四〇	一一五八七一〇	
役務費	〃	二〇四〇	一一五九九二〇	
備品費	〃	一〇二〇	五七九二六〇	
計			四三一九〇〇〇	
右の上を負担			二一〇九五〇〇〇	



裏面白紙

國庫員但地方職員及國庫補助地方職員(卒業員)支辨職員を含むの人員整理ハソツテソツ調

部向名

薬務向薬務課

区分

一 医薬部指導官事務	五七	五七	二四	〇	三四	五七	二	八〇	
二 医薬部事務官事務	一五	一五	三四	〇	一〇	五五	八	二〇	予備員 別表第十
		吏員計	吏員計	吏員計	吏員計	吏員計	計		
		三年度当初定数	整理後定数	整理後定数	整理後定数	整理後定数			
		吏員計	吏員計	計	計	計	計		

厚生省

408





医薬品等物資配給事務職員費交付金内訳

区	分員数	単価	額	備考
棒	給	一九五	三、七八二、五三〇	29,150 X 6,600 = 1,920,900 端数整理 ④ 四円
二	級	九五、五七七	五九〇、一九七	端数整理 ④ 四円
三	級	一八六、五五七	二、一九七、三三三	端数整理 ④ 四円
給	料	員一四八、六五、五七七	九、七〇五、四七〇	端数整理 ④ 四円
旅	費	普通旅費一九五	三、〇〇〇	
片	費	普通旅費三四三	一、七四九、〇〇〇	端数整理 ④ 三円 6000 X 276 X 2 = 3,312,000 金額 一、七
計			二四、九四四、〇〇〇	

旅費負担金  
宗書相談所負担金

1 事務費  
A 中央相談所 708,600円 X 6ヶ所 X 0.8 = 3,398,400円  
B 附設相談所 415,700円 X 6ヶ所 X 0.8 = 1,989,600円  
計 48,787,920円  
(行政監理分)  
48,787,920円 - 7,310,600円 = 41,477,000円 --- (1)

2 修繕費  
A 中央相談所 20,800円 X 6ヶ所 X 0.8 = 768,400円  
11,800円 X 6ヶ所 X 0.8 = 412,160円  
計 1,177,600円 --- (2)  
合計 42,604,600円



命 陸 軍 省 通 達

命 陸 軍 省 南 洲 林 事 業 部

陸 軍 省 通 達

陸 軍 省 通 達

陸 軍 省 南 洲 林 事 業 部 通 達 第 一 〇 〇 〇 号

陸 軍 省 南 洲 林 事 業 部 通 達 第 一 〇 〇 〇 号

陸 軍 省 南 洲 林 事 業 部 通 達 第 一 〇 〇 〇 号

( 代 領 通 達 行 )

陸 軍 省 南 洲 林 事 業 部 通 達 第 一 〇 〇 〇 号

陸 軍 省 通 達

陸 軍 省 南 洲 林 事 業 部 通 達 第 一 〇 〇 〇 号

陸 軍 省 南 洲 林 事 業 部 通 達 第 一 〇 〇 〇 号

( 陸 軍 省 南 洲 林 事 業 部 通 達 第 一 〇 〇 〇 号 )

陸 軍 省 南 洲 林 事 業 部 通 達 第 一 〇 〇 〇 号

市井指道、説明 (株業)

株業は医療上必要欠くことあるは、医薬品であるが及面、  
が濫用による患者への被害は固く知れ、是れを以て、  
法(昭和三十三年七月十日法律第一三三号)が公布され、  
適正な使用と取締、究極を計ると共に、  
国際協定履行を期して、  
株業に關する違反事件、  
最近とみに増加し、  
その内容も複雑  
巧妙を極め、  
事件の内偵、  
捜査、  
検査、  
日夜を分か

厚生省

す直接その弊にあり、  
取締員も現員では到底  
不足の状態  
にあり、  
株業取締員に  
つての法律改正、  
際、  
増員を要求し  
るが財政的見地から  
増員せしむる  
最低限の現状である  
か、  
自費状において  
当初予算の  
割五分の削減  
あり、  
増員に  
つては  
減収による  
取締行政上  
憂慮すべき  
事態に  
なる  
其の  
理由として  
特別例外と  
認めざる  
べきと  
後、  
必ず  
必要がある





予算措置の説明 (大麻)

(全頁参照)

大麻は大麻と同様、毒あり、大麻原料植物として  
大麻取締法に禁止されて、だが大麻が重要な国内繊維資  
源であるため、慎重な取締のもとに、繊維採取の目的で  
栽培を許可された。

現在その栽培地は青森外三十二縣であり、これが取締に  
あつた補助職員は吏員三名、雇へるの少数で現状に

厚生省

おそれ不足の状態である。

この大麻の人員は、予算の一割五分減と実施すべしは、本  
行政運営に不可能な状態にあるので、特殊の例外により、予  
算を復活し、人員に從來通りとする必要がある。





保費第一二八号

昭和二十四年五月十九日

厚生省 保険局

厚生大臣官房人學課長 殿



職員退地方議員の人員整理について  
五月十八日丙第七九二号をもつて照会された標記の件左記の通り回答する。

記

当局関係の國庫負担地方議員は國民健康保険事務員であるこの補助予算は總理府所管中厚生省主管歳出予算に計上されている。

國民健康保険制度の現状は昭和二十一年以降種々の事情から運営に困難を來しているが全圖老有餘の市町村の内約七千の市町村がこの事業を

続けその対象となる國民は三千五百萬人を數えている。社会保障制度の基礎となる制度であり、國民生活の安定に寄與する重要な施策であるが運営に困難を來した一大原因は指導力の弱体にあるので、都道府縣は補助定員以上に全額地方費負担の議員をこの指導に充てる等、本制度の育成に努力している。勿論当局としてもしばしば定員の増加を要求中のものである。

今次の行政整理に際してはその対象から除外されるより希望してやまない處であるが昭和二十四年度予算においては一応人員費において一人当り半額のみを一五%減額して計上している。

保  
險  
局

區		分		區
事務員	國民健康	吏員	その他	十年度当初定数
九二				計
九二				吏員
一八四				その他
				計
九二				吏員
九二				その他
一八四				計
				考

「その他」とは職員である  
吏員は二級、三級各  
四六人である

保 險 局

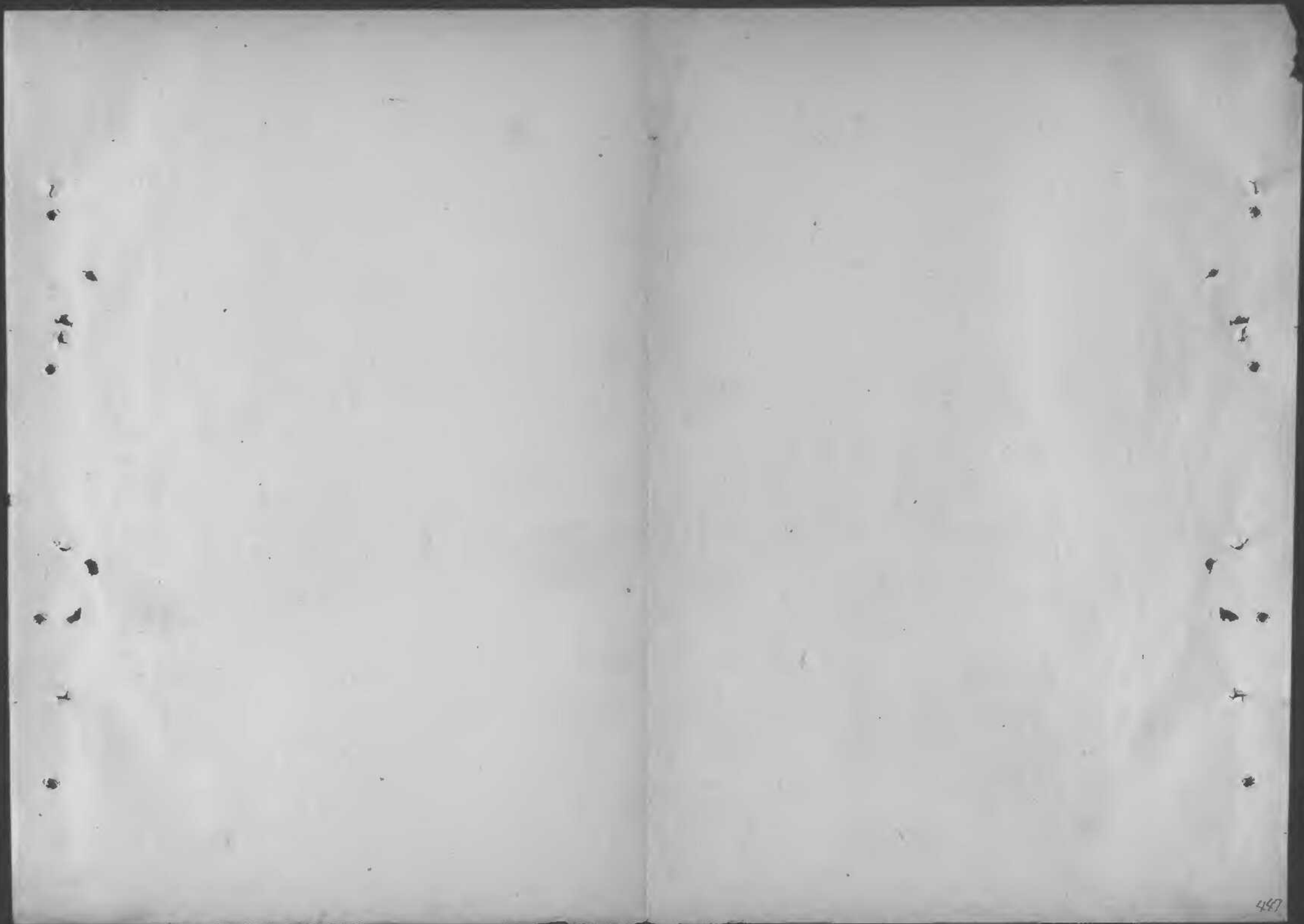
区 分	二十年度当初定数	整理定数	整理后定数	備 考
国民労働	九二	九二	九二	「その他」とは雇員である 一その他は二級、三級各四六人である
事務職員	九二	九二	九二	
	一八四	一八四	一八四	
	五五	五五	五五	
	九二	九二	九二	
	三七一	三七一	三七一	
	二九	二九	二九	



國民健康保險事務員賃金内訳

区	分員	員數	單	額	金	額	額	考
						(二分)	初	
公吏給	九二	六〇三三	一七六	六〇三三	一七六	三〇一六	五八八	201.508.2500円
二級給	四六	三〇一六	五八八	一五〇八	二九四			201.508.2500円
三級給	四六	三〇一六	五八八	一五〇八	二九四			201.508.2500円
職員俸給	九二	六〇三三	一七六	三〇一六	五八八			201.508.2500円
旅費	九二	三三	二〇〇	一六六	〇〇〇			201.508.2500円
二級	四六	一六	五六〇	八二	八〇〇			201.508.2500円
三級	四六	一六	五六〇	八二	八〇〇			201.508.2500円
消耗品費	一八	三	七五	三六	〇			201.508.2500円
公吏	九二	一八	七六	八〇	九三	八四〇		201.508.2500円
職員	九二	一八	七六	八〇	九三	八四〇		201.508.2500円
計	九二	一〇	二〇	六六	八〇〇〇			201.508.2500円

区	分員	員數	單	額	金	額	額	考
						(二分)	初	
公吏	九二	三	七五	三六	〇			201.508.2500円
職員	九二	一八	七六	八〇	九三	八四〇		201.508.2500円
品費	一八	三	七五	三六	〇			201.508.2500円
公吏	九二	一〇	二〇	六六	八〇〇〇			201.508.2500円
職員	九二	一〇	二〇	六六	八〇〇〇			201.508.2500円
計	九二	一〇	二〇	六六	八〇〇〇			201.508.2500円



497